

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第6号 (平成21年7月15日認定決定)

株式会社トーカイ(高松市)



次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、左の認定マークを求人広告、自社の商品、封筒や名刺などにつけることができます。

このマークをつけることにより「次世代育成支援対策に取り組み、社員を大事にする企業」であることを広くアピールすることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などを期待することができます。

計画期間中の主な取組

労働者数960人(うち女性525人) 計画期間 平成19年4月1日から平成21年6月30日

[育児短時間勤務]

小学校2年生の始期に達するまで、1日2時間を上限に15分単位で短縮できます。

[子の看護休暇、育児のための時間外・深夜業の制限]

いずれの制度も、小学校2年生の始期に達するまで利用でき、子の看護休暇は半日単位でも取得できるよう制度改正しています。

[制度を利用しやすい環境づくり]

全社員を対象に仕事と育児の両立に関する意識やニーズを「アンケート」により把握し、取組みに活かしています。
ホームページや社内報等により、ワーク・ライフ・バランス推進の事業主の意思表示、各種両立支援制度や男性の育児休業体験記等を紹介し、制度を利用しやすい環境づくりを行っています。

[所定外労働の削減]

週に1日、ノー残業デーを実施することとし、ポスターの掲示や社内報等による周知、管理職・全社員に対する意識づけ等の啓蒙活動を行い、所定外労働の削減を図っています。

[育児休業取得状況]

計画期間中、女性の出産者13人全員が取得し、男性は1人が取得しました。

企業からひとこと

実のある取組みにするためには、地道な草の根運動を続け、とにかく実績を積んでいくことです。あまり堅苦しい制度を作っても、それが運用されていないければ意味がありません。制度ありきではなく、「自然と取得できる」企業風土を作っていくことが大切だと思います。



育児休業第1号の男性とお子さん

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については、

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)